



2019年6月18日

各 位

会 社 名 株式会社ビジョナリーホールディングス  
代表者名 代表取締役社長 星崎 尚彦  
(JASDAQ・コード9263)  
問合せ先  
役職・氏名 取締役執行役員CFO 三井 規彰  
電 話 03-6453-6644 (代表)

## 株式併合に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2019年7月30日開催予定の第2期定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）に、「株式併合の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 株式併合について

##### (1) 併合の目的

当社は、2017年11月1日付にて、株式移転の方法により株式会社メガネスーパー（以下「メガネスーパー社」といいます。）の親会社として設立され、東京証券取引所JASDAQ（スタンダード）市場への上場を継続しておりますが、メガネスーパー社の事業再生過程で発行された種類株式や新株予約権の発行に伴い、新株予約権の行使並びに劣後株式の取得請求権行使による普通株式への転換等、普通株式数が増加したことにより、2019年4月30日現在における当社の発行済株式総数は226,043,151株となっております。

この株式数は当社の事業規模から見て過剰な状態にあると考えており、現状の株価水準も、東京証券取引所の有価証券上場規程において望ましいとされる投資単位の5万円以上50万円未満の範囲を大きく下回っております。また、1円当たりの株価変動率も相対的に大きく、メガネスーパー社による2016年4月期の黒字転換と以降の黒字化定着により、投資事業有限責任組合アドバンテッジパートナーズIV号・適格機関投資家間転売制限付分除外少数投資家向け、AP Cayman Partners II, L.P.、Japan Ireland Investment Partners Unlimited Company、並びにフォーティーツー投資組合の四株主（以下、「APファンド」といいます。）により支援を受けた2012年1月以降の「事業再生期」を終えていることから、2018年7月には新株式の発行を伴わないAPファンド保有の当社普通株式の売出しの決定により、当社の株主構成が大きく変化したことも相まって、投機的対象として大きな株価の変動を招きやすい状態となっており、一般投資家の皆様への影響は小さくないと認識しております。

一方、「事業再生期」から「再成長期」に移行して以降、財務基盤の強化とともに、速やかなる復配と継続的かつ安定的な配当を実現し得る環境整備に向けた検討を進めてまいりましたが、本日公表の「特別目的会社（SPC）の株式取得（子会社化）及び吸収合併（簡易合併・略式合併）による各種優先株式の取得、第三者割当による新株式の発行並びに資本金及び資本準備金の減少に関するお知らせ」の内容とともに本株式併合により、早期の株主還元の実現を目指してまいりたく、今般、本株主総会において株主様のご承認を得ることを前提に、10株を1株に併合する株式併合を実施する

ことといたしました。

今回の株式併合により、発行済株式総数を当社の規模に見合った水準にすることで、現状の株価水準から望ましいとされる投資単位の水準となることを期待するとともに、復配と継続的かつ安定的な配当を実現し得る環境整備を進めてまいります。

なお、前述しました第三者割当により発行される新株式につきましても、本株式併合の対象となります。

## (2) 併合の内容

- ① 併合する株式の種類 普通株式
- ② 併合の方法・割合 2019年11月1日をもって、2019年10月31日の最終の株主名簿に記載された株主様のご所有株式数10株につき1株の割合で併合いたします。
- ③ 併合により減少する株式数

株式併合前の発行済株式総数(2019年4月30日現在)	226,043,151株
株式併合により減少する株式数	203,438,836株
株式併合後の発行済株式総数	22,604,315株

(注)「株式併合により減少する株式数」及び「株式併合後の発行済株式総数」は、株式併合前の発行済株式総数及び株式の併合割合に基づき算出した理論値です。

## ④ 併合後の発行可能株式総数

株式併合前の発行可能株式総数(2019年4月30日現在)	350,000,000株
株式併合後の発行可能株式総数(注)	35,000,000株

(注) 2019年7月30日開催予定の当社第2期定時株主総会に定款の一部の件を付議いたします。本日公表の「定款の一部変更に関するお知らせ」をあわせてご確認ください。

## (3) 併合により減少する株主数

2019年4月30日現在の株主名簿を前提とした株主構成は次のとおりです。

	株主数(割合)	所有株式数(割合)
総株主数	56,422名 (100.00%)	226,043,102株 (100.00%)
10株未満所有株主	195名 (0.35%)	378株 (0.00%)
10株以上1,000株未満株主	40,775名 (72.27%)	8,314,889株 (3.68%)
1,000株以上所有株主	15,453名 (27.39%)	217,727,884株 (96.32%)

- ※1 自己株式49株、1名は控除しております。
- ※2 上記の株主構成を前提として株式併合を行った場合、10株未満の株式をご所有の株主様195名は株主の地位を失うこととなります。
- ※3 保有株式10株以上1,000株未満の株主様40,775名は新たに単元未満株式の保有者となり、取引所市場における売買機会及び株主総会における議決権を失うこととなります。当社は、本株式併合の効力発生日において、定款変更を行い、単元未満株式の買増し制度を導入する予定です(注)。そのため、単元未満株式をご所有の株主様は、会社法第194条第1項及び定款第7条の規定に基づき、株主様をご所有の単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すよう、当社に対して請求することができます。また、会社法第192条第1項の規定に基づき、その単元未満株式を買い取るよう、当社に対して請求することが

できますので、お取引先の証券会社または当社株主名簿管理人までお問い合わせください。なお、当社株式を継続し長期的に保有いただくこと、並びに本株式併合の効力発生までの間に1,000株以上の株式保有を促進する目的から、2019年10月31日現在の株主名簿に記載または記録される株主様より、より魅力ある株主優待制度への変更を行います。本日公表の「株主優待制度の変更に関するお知らせ」もあわせてご確認ください。

(注) 2019年7月30日開催予定の当社第2期定時株主総会に「定款の一部変更の件」を付議いたします。本日公表の「定款の一部変更に関するお知らせ」をあわせてご確認ください。

(4) 1株未満の端数が生じる場合の処理

本株式併合の結果、1株未満の端数が生じた場合は、会社法の規定に基づき一括して処分し、その処分代金を端数の生じた株主様に対して、端数の割合に応じて分配いたします。

(5) 併合の条件

本株主総会において、本株式併合に関する議案が承認可決されることを条件としております。

(6) 新株予約権の権利行使価額の調整

本株式併合に伴い、当社発行の新株予約権の1株当たりの権利行使価額について、2019年11月1日以降、次のとおり調整いたします。

発行決議日（付与対象者の区分） ※注	調整前 権利行使価額	調整後 権利行使価額
第1回新株予約権（ストック・オプション） 2014年11月17日 取締役会決議（当社従業員）	53円	530円
第2回新株予約権（ストック・オプション） 2015年11月19日 取締役会決議（当社取締役）	53円	530円
第4回新株予約権（ストック・オプション） 2016年12月15日 取締役会決議（当社従業員）	61円	610円
第5回新株予約権（ストック・オプション） 2017年6月28日 取締役会決議（当社取締役）	53円	530円

※注 当社は、2017年11月1日付にて、株式移転の方法によりメガネスーパー社の親会社として設立されており、上記はいずれも同社により発行された新株予約権（ストック・オプション）を引き継いだものです。

(7) 主要日程

取締役会決議日	2019年6月18日
株主総会決議日	2019年7月30日（予定）
株式併合に係る定款変更の効力発生日（注）	2019年11月1日（予定）
株式併合の効力発生日	2019年11月1日（予定）

(注) 2019年7月30日開催予定の当社第2期定時株主総会に「定款の一部変更の件」を付議いたします。本日公表の「定款の一部変更に関するお知らせ」をあわせてご確認ください。

以上

## 【ご参考】株式併合に関するQ&A

### Q 1 : 株式併合とはどのようなことですか。

A 1 : 株式併合とは、複数の株式を合わせてそれより少ない数の株式にすることです。今回当社では、10株を1株に併合いたします。

### Q 2 : 株式併合の目的は何ですか。

A 2 : 発行済株式総数を当社の規模に見合った水準にすること、並びに当社株式の売買単位当たりの価格水準を証券取引所が望ましいとしている水準（5万円以上50万円未満）となることを期待しております。

また、本株式併合とともに本日（2019年6月18日）公表の「特定目的会社（SPC）の株式取得（子会社化）及び吸収合併（簡易合併・略式合併）による各種優先株式の取得、第三者割当による新株式の発行並びに資本金及び資本準備金の減少に関するお知らせ」の実行を通じて、速やかなる復配と継続的かつ安定的な配当を実現し得る財務環境の整備を進めることを目的としております。

### Q 3 : 株主の所有株式数や議決権数はどのようにになりますか。

A 3 : 株主様の株式併合後のご所有株式数は、2019年10月31日の最終の株主名簿に記録された株式数に10分の1を乗じた株式数（1株に満たない端数がある場合はこれを切り捨てます。）となります。また、議決権数は併合後のご所有株式数100株につき1個となります。

具体的には、株式併合の効力発生日前後で、株主様のご所有株式数及び議決権数は次のとおりとなります。

	効力発生前		効力発生後		
	所有株式数	議決権の数	所有株式数	議決権の数	端数株式
例1	10,000株	100個	1,000株	10個	なし
例2	5,500株	55個	550株	5個	なし
例3	1,909株	19個	190株	1個	0.9株
例4	1,000株	10個	100株	1個	なし
例5	125株	1個	12株	なし	0.5株
例6	1株	なし	なし	なし	0.1株

株式併合の結果、1株に満たない端数株式が生じた場合（上記例3、例5及び例6のような場合）は、すべての端数株式を当社が一括して処分し、その代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じてお支払いいたします。この端数株式の処分代金は、2020年1月下旬にお送りすることを予定しております。

また、効力発生前の所有株式数が10株未満の場合（上記例6のような場合）は、株式併合によりすべての所有株式が端数株式となるため、株主としての地位を失うこととなります。何卒ご理解くださいますようお願いいたします。

### Q 4 : 端数株式が生じないようにする方法はありますか。

A 4 : 株式併合の効力発生（2019年11月1日）前に、単元未満株式の買取りや買増し制度をご利用いただくことにより、端数株式が生じないようにすることも可能です。具体的な手続きにつきましては、お取引の証券会社又は後記の当社株主名簿管理人までお問い合わせください。

**Q5：株式併合により単元未満株式が生じます。併合後も買取りや買増しはできますか。**

**A5：**当社は、本株式併合の効力発生日において、定款変更を行い、単元未満株式の買増し制度を導入する予定です。そのため、株式併合（2019年11月1日）後においても、単元未満株式の買取りや買増し制度のご利用は可能です。具体的なお手続きは、株主様がお取引されている証券会社又は後記の当社株主名簿管理人までお問い合わせください。  
なお、法律上、株主様が、単元未満株式の買増し制度を利用し、当社に株式の買増しの請求をされた場合でも、その時点で当社が自己株式を保有していない場合には、当社は自己株式を譲渡する義務を負わないことになるため、ご注意ください。

**Q6：株式併合によって所有株式数が減少しますが、資産価値への影響はありますか。**

**A6：**株式併合により、所有株式数が10分の1に減少することとなりますが、純資産等は変動しませんので、1株当たりの純資産額は10倍となり、株式市況の変動など他の要因を除けば、当社株式の資産価値に変動はありません。なお、株式併合後の株価につきましても、理論上は株式併合前の10倍となります。

**Q7：今後の具体的なスケジュールはどのようになっていますか。**

**A7：**次のとおりに予定しております。

2019年7月30日	定時株主総会
2019年11月1日	株式併合の効力発生日
2020年1月下旬（予定）	端数株式処分代金のお支払い開始

**Q8：株主は何か手続きをしなければならないですか。**

**A8：**特に必要なお手続きはございません。

**※お問合せ先※**

株式併合に関してご不明な点がございましたら、お取引の証券会社又は下記の当社株主名簿管理人までお問合せください。

株主名簿管理人 三井住友信託銀行株式会社  
同連絡先  
〒168 - 0063 東京都杉並区和泉二丁目8番4号  
三井住友信託銀行株式会社 証券代行部  
電話：0120 - 782 - 031（フリーダイヤル）  
受付時間：平日9時～17時（土・日・祝日等を除く）

以 上